

京都府防災会議会長の専決処分（市町村防災計画の修正）について

○市町村地域防災計画の修正について

次のとおり市町村防災計画の修正について意見照会があり、意見なしの旨回答した。

市町村名	主な修正の要点
福知山市	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（報告）」を踏まえた修正 ・物資調達・輸送調整等支援システム等を踏まえた修正 ・避難所における感染症対策を踏まえた修正 ・記録的短時間大雨情報の発表基準の変更を踏まえた修正 ・大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定を踏まえた修正 ・電気自動車等を活用した停電対策の反映による修正 <p style="text-align: right;">等</p>
舞鶴市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法等の一部改正に伴う修正（避難情報の一本化、個別避難計画の作成の努力義務化等） ・京都府地域防災計画の改定に伴う修正 ・舞鶴市の施策等を踏まえた改定（広報手段の拡充、舞鶴市防災会議条例の改正に伴う修正等） <p style="text-align: right;">等</p>
綾部市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法等の一部改正及び防災基本計画の修正に伴う修正（避難情報の一本化、個別避難計画の作成の努力義務化等） ・京都府地域防災計画の改定に伴う修正（ため池の整備に関する文言修正、車中避難場所について追記等） ・第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画の位置づけによる修正 ・綾部市国土強靱化地域計画との整合による修正 <p style="text-align: right;">等</p>
宇治市	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の報告義務の追記及び対象施設の見直し ・災害対策基本法等の一部改正に伴う修正（避難情報の発令基準の改定、避難情報の発令基準の改定） <p style="text-align: right;">等</p>
城陽市	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系河川整備計画の変更に伴う修正 ・第4次城陽市総合計画後期基本計画、京都府水防計画、建築基準法との整合を図るための修正 ・新たに締結した防災協定についての追記 <p style="text-align: right;">等</p>
向日市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正及び内閣府による「避難情報に関するガイドライン」の改定を踏まえた避難情報の修正 ・市域緊急交通路候補路線、緊急輸送ルート追加等 ・被災者生活再建支援法の改正を踏まえた修正 <p style="text-align: right;">等</p>
八幡市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法等の一部改正に伴う修正（避難情報の一本化、個別避難計画の作成の努力義務化等） <p style="text-align: right;">等</p>

木津川市	<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策、法改正等に基づく修正 (防災基本計画との整合、「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について(報告)」を踏まえた修正、関西防災・減災プランの改定に伴う修正等) ・京都府地域防災計画・水防計画等との整合に伴う修正 ・市の施策等の反映に伴う修正 (想定浸水深ラッピング設置に伴う修正、木津川市地域防災リーダー制度の創設に伴う修正等) <p style="text-align: right;">等</p>
南山城村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (避難情報の一本化等) ・受援の調整の追加 ・「中規模半壊」、「準半壊」の追加 <p style="text-align: right;">等</p>

【参考】関係法令抜粋

○災害対策基本法 42 条第 3 項

市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

○京都府防災会議規程第 6 条

会議が成立しないとき、又は会議を召集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。